

投稿規程

農村計画学会

制定 1982年5月22日
最終改定 2020年3月7日

本投稿規程は農村計画学会誌（以下、本学会誌と言う。1号から4号と論文特集号により構成される）への掲載に向けて投稿される論文および報告に適用される。論文・報告募集要領、原稿作成要領等については、別途定める。

1. 概要

本学会誌は、農村計画に関する学術・技術等についての論文および報告を募集する。両者とも査読者による査読および査読委員会による審査を経て、採否が決定される。

2. 投稿資格

本学会の会員（正会員、学生会員等。投稿と同時の入会申請も可）を筆頭著者（ファースト・オーサー）および責任著者（コレスポンディング・オーサー）とする論文・報告に限り、本学会誌に投稿できる。これら以外の共著者には非会員を含むことができる。

3. 原稿の種類と区分

論文：学術的価値のあるもの。

報告：計画・デザイン・事業などに関する事例・調査報告で、農村計画学の発展に寄与する知見を含むもの。

なお、両者ともに和文、英文での投稿を募集する。

4. 審査の流れ

(1) 審査の方法

論文および報告は、査読委員会が選定した査読者2名以上の査読結果をもとに、査読委員会の審査により採否が決定される。

(2) 判定基準

ア. 内容：論旨の正確性・妥当性、課題設定・研究方法の獨創性、調査方法・解析方法の妥当性、資料の信頼性、成果の獨創性および農村計画としての先駆性・先進性。

イ. 表現：表題の適切さ、内容説明の明快さ、用語や表現などの適切さ、図表の鮮明さおよびその表題の適切さ、文献引用

の適切さ。

(3) 原稿受理日・採用決定日

査読委員会により原稿の書式等が適切である旨が確認された日を「原稿受理日」として審査を開始する。

審査の結果、当該原稿の本学会誌への採用を査読委員会が決定した日を「採用決定日」とする。

5. 禁止事項

(1) 重複投稿の禁止

論文・報告は、原則として未発表のものに限る。他学会の査読付き論文等との重複投稿、1号から4号と論文特集号への重複投稿は認められない。

ただし、下記のア～オの内容、構成等をまとめ直したものを投稿することは差し支えない。

ア. 本学会の春期大会等で査読を受けずに発表したもの。本学会誌に論考、総説等として発表したもの。

イ. 他学会に査読なし論文や総説等として発表したもの。

ウ. シンポジウム、研究発表会、国際会議等で梗概または資料として発表したもの。

エ. 大学紀要、研究機関の報告等で部内発表したもの。

オ. 自治体、団体等からの委託研究としての成果報告書。

(2) 連載形式の禁止

論文、報告ともに、一編ごとに独立した原稿としての体裁を整えているものとする。長い論文を分割し、連載形式として投稿された原稿は独立したものとはみなさない。

(3) オーサーシップに関する注意

論文・報告の著者（筆頭著者、責任著者、共著者すべて）は、以下のア～エのすべての条件を満たしていることとする¹⁾。

ア. 研究の構想・デザインや、データの取得・分析・解釈に実質的に寄与していること。

イ. 論文・報告の草稿執筆や重要な専門的内容について重要な校閲を行っていること。

ウ. 提出原稿の最終版を承認していること。

エ. 論文・報告の任意の箇所の正確性や誠実さについて疑義が指摘された際、調査が適正に行われ疑義が解決されることを保証するため、研究のあらゆる側面について説明できることに同意していること。

なお、投稿時の筆頭著者・責任著者および共著者について、修正段階や採用決定後に加除や順序の変更を行うことは認めない。

6. その他

(1) 異議申し立て

「不採用」という審査結果に対して異議がある場合には、通知日より4週間以内に著者はその理由を明記した書面を本学会「校閲委員会」宛に提出し、異議申し立てをすることができる。

(2) 著作権

本学会誌に掲載された論文・報告に関する著作権は著者に帰属する。またその運用については本学会が代行する。ただし、著者が本学会誌に掲載された自己の著作物を他の著作物に利用する場合にはこの限りではない。

7. 附則

この規程は2020年4月1日より施行する。

なお、採用原稿への責任著者の記載については、39巻1号掲載分よりさかのぼって適用する。

引用文献

- 1) 日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会(2016):『科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—』, 丸善出版, 東京, p.66.